

ブリーフィングペーパー  
2013年2月

## 主要国における原子力損害賠償制度の概要

英語原文執筆：

アントニー・フロガット (Antony Froggatt)

イギリス・王立国際問題研究所 (チャタムハウス) 上席研究員

### オーストリア<sup>1</sup>

放射能に起因する民事損害賠償責任法 (1999年1月1日) で、原子力施設の事業者と核物質運送業者の無限責任が規定されている。法的な賠償責任を原子力施設の事業者 (電力会社) に集中するという規定も大幅に除かれている。原子力施設の事業者は最低4億ユーロ (496億円) に相当する補償額並びに利息と費用4000万ユーロ (49億6,000万円) を担保しておくことが義務付けられている。原子力損害の定義には、人的被害または財産損害、予防措置並びに環境の原状回復措置の費用が含まれている。同法では、原告は、損害が発生した裁判管轄地域または損害を被った裁判管轄地域の裁判所に提訴することができると定められている。つまり、施設がオーストリア国外にあっても、結果的にオーストリア国内で被害が発生した場合にはオーストリアの法令が適用される。

### 中国

中国はいずれの国際条約の締約国でもない。しかし、特に外国の原子炉メーカーらの懸念に応じるため、国内法が検討されている。2007年6月、国務院はアレバとウェスチングハウスの懸念に対し「原子力事故に伴う損害賠償責任に関する質問の回答」(「2007年回答」) を出した。現在の国務院の見解では、原子力事故が武力紛争、敵対行為、戦争または暴動の結果直接生じる場合を除き、原子力損害の責任は原子力事業者が集中的に負う。

ただし、「2007年回答」では、(納入業者との) 書面による契約に償還請求についての規定があり、原子力事故が自然人の故意の行為または不作為に由来するものである場合、被災者に賠償を行った後に、原子力事業者が第三者に対して償還請求を行うことが認められている。原子力事故が自然人の故意の行為または不作為に由来する場合、原子力事業者はかかる人物に償還請求を行うものとする。原子力事業者の損害賠償責任の上限は3億人元 (4400万米ドル=40億4,800万円)、国家補

<sup>1</sup> OECD (2011), "Nuclear Legislation in OECD Countries, Regulatory and Institutional Framework for Nuclear Activities -Austria", <http://www.oecd-nea.org/law/legislation/austria.pdf>

償は最高 8 億 8000 万人民元（1 億 1736 万米ドル＝107 億 9,712 万円）である<sup>2</sup>。

## ドイツ<sup>3</sup>

ドイツ法ではパリ条約を直接適用できる（「自動発効」）。

パリ条約の規定がドイツの原子力損害賠償の基礎であり、それらの規定を原子力法第 25 条から 40 条が補足している。原子力事業者の損害賠償責任額には制限がない。ただしパリ条約第 9 条に記されている場合の損害賠償責任は例外であり<sup>4</sup>、その場合の損害賠償責任は原子力法第 34 条で定められている国家補償の金額に制限され、現在の金額は 25 億ユーロ（3,100 億円）である。他国で生じた被害に対するドイツの原子力施設事業者の損害賠償責任額には相互主義が適用される。ただし、原子力施設のない国の領域内の被災者に対する賠償には金額の制限がない。

最大補償金額の 25 億ユーロ（3,100 億円）は保険市場では調達できないため、原子力発電所の各事業者とその各親会社は補完的な補償の仕組みを合意している。原子力損害賠償は 2 億 5600 万ユーロ（317 億円）まで各原子力事業者の加入する第三者賠償責任保険で補償する。2 億 5600 万ユーロ（317 億 4,400 万円）から 25 億ユーロ（3,100 億円）までは、すべての原子力発電事業者とその各親会社が共同で締結している契約の枠組みで補償される。

## インド

2010 年 8 月、インドでは原子力損害の民事責任に関する法案が可決された。この法案は、国際条約と類似点が多いが賠償責任の集中の規定が大きく異なる。インドの法文は、賠償責任額の上限を約 4 億米ドル（3 億 SDR＝約 370 億円）に定め、原子力事業者の損害賠償責任を 50 億ルピー（約 1 億 900 万ドル＝約 174 億 8,000 万円）に制限している。ただし、この上限は事業への参入が許可された民間業者にのみ適用される。

原子力損害は、「死亡または人身被害」あるいは「財産の損失または被害」を含むものと定義されている。被害計算には環境被害および環境被害に由来する経済的損失が含まれる。

しかし、損害賠償責任の集中については 17 条で以下のように規定されている。

「以下の場合、原子力施設の事業者は、償還請求権を有するものとする。... (b) 原子力事故が、資機材、機器、サービスの納入業者またはその従業員の故意による行為や重過失の結果生じたものである場

<sup>2</sup> Vázquez-Maignan, X (2010), „Nuclear liability in China“ Asian Power February 2010

<sup>3</sup> OECD (2011), „Nuclear Legislation in OECD Countries, Regulatory and Institutional Framework for Nuclear Activities – Germany“, <http://www.oecd-nea.org/law/legislation/germany.pdf>

<sup>4</sup> The operator shall not be liable for damage caused by a nuclear incident directly due to an act of armed conflict, hostilities, civil war, insurrection or, except in so far as the legislation of the Contracting Party in whose territory his nuclear installation is situated may provide to the contrary, a grave natural disaster of an exceptional character

合。(c) 原子力事故が、原子力損害を引き起こす意図をもって個人が行った作為や不作為から生じた場合。」

ハリハラン (2011 年) によると、この条項は有過失の第三者である納入業者に対する原子力事業者の償還請求権を認め、インドの原子力法に納入業者の損害賠償責任を組み入れているものであるという<sup>5</sup>。

## 日本

日本はいずれの国際的な原子力損害賠償制度も締結していない。5 つの法律（民法、原子力損害の賠償に関する法律、原子力損害賠償補償契約に関する法律、原子力損害の賠償に関する法律施行令、原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令）をもとに損害賠償制度を定めている。

法律の枠組みの主な要素は以下の通り。<sup>6</sup>:

- 原子力発電所の事業者の責任は厳格責任（無過失責任）である。
- 責任は原子力事業者が集中的に負う。
- 損害賠償責任の金額に上限がない。
- 原子力事業者には、一定の額を上限として損害賠償責任保険に加入する義務がある（原子力発電所の場合、2011 年 6 月 20 日現在 1200 億円）
- 原子力損害が損害賠償責任保険の契約額を上回ると、政府は、損害を賠償する原子力事業者を、国会に承認された範囲で援助することができる。
- 日本の民法（第724条）では、「不法行為による損害賠償の請求権は、被災者が損害および加害者を知った時から3年間行使しないときは消滅する。不法行為の時から20年を経過したときも同様とする」と規定されている。
- 請求は、賠償請求に関する紛争の調停を行う特別な紛争審査会に照会される。

## 韓国<sup>7</sup>

韓国はウィーン条約をはじめとする国際条約を締結していないが、国内法は同条約の主な要求事項の多くに対応しており、議定書を採択している。例えば、原子力事業者の損害賠償責任条件を 3 億 SDR（約 3 億ユーロ=370 億円）に設定していること、損害についての定義が類似していること、損害賠償責任

---

<sup>5</sup> Hariharan, A (2011), "India's Nuclear Civil Liability Bill and Supplier's Liability: One Step Towards Modernizing the Outdated International Nuclear Liability Regime", 36 Wm. & Mary Env'tl. L. & Pol'y Rev. 223 (2011), <http://scholarship.law.wm.edu/wmelpr/vol36/iss1/8>

<sup>6</sup> OECD/NEA (2011), "Regulatory and institutional framework in Japan against the background of Fukushima", Nuclear Law Bulletin, Vol. 2011/1.

<sup>7</sup> OECD (2011), "Nuclear Legislation in OECD Countries, Regulatory and Institutional Framework for Nuclear Activities – Korea", <http://www.oecd-nea.org/law/legislation/korea.pdf>

が無過失・絶対責任であることなどが含まれる。また、サプライヤーに過失があった場合に原子力事業者がサプライヤーから損害賠償を回復することが認められている。異常事故が発生すると政府が経済介入を行い賠償額の総額を上げることができる。また、地震、津波や台風などの自然災害に由来する賠償は政府が責任を持って行う。

## 米国

1957年プライスアンダーソン法は、事故が発生した場合に十分な資金が得られることを保証するものと言われている。米国は、原子力損害の補完的補償に関する条約（CSC）を批准しているが、その他の協定は一切批准していない。原子力発電所の現時点の所有者は、敷地外の損害に対する賠償責任を原子炉1基当たり3億7500万ドル（345億円）補償するために民間保険の保険料を毎年支払っている。これは一次または第1層の保険であり、この保険を第2層が補完している。損害が3億7500万ドル（345億円）を上回る原子力事故が発生した場合、他のライセンシー（原子力規制委員会から原発の建設・運転の認可を受けた事業者）は1億1190万ドル（102億9,480万円）を負担しなければならない（訳注：事業者間相互扶助制度）。現在運転許可が与えられている原子炉は104基あり、この第2層の資金は約116億ドル（1兆672億円）が準備金としてとりおかれている。第2層の資金が底をついたら、被害救済のための追加支援が必要であるかどうかを議会が決定する<sup>8</sup>。

同法は、原子力産業全体が負う損害賠償責任を、想定しうるさまざまな事故シナリオにおいて必要とされるそれより、はるかに低いレベルに限定しているとして批判されてきた。上限設定はそれ以上の賠償に対して政府が補助金を与えているようなもので、数人のアナリストが、上限設定がなかった場合を試算したところ、電力コストは0.1から2.5セント/キロワット時上昇するとの結果が得られた<sup>9</sup>。

1ドル=92円、1ユーロ=124円、1SDR=123円で換算（2013年2月8日時点の為替レート）

---

<sup>8</sup> NRC (2011), "Fact Sheet on Nuclear Insurance and Disaster Relief Funds" US Nuclear Regulatory Commission June 2011.

<sup>9</sup> Koplou, D.(2001), "Nuclear Power, Still not Viable without Subsidies", Union of Concerned Scientists, February 2011